のものに限る。以下単に「福祉タクシー車両」という。）、車両総重量3.5ｔを超える貨物の運送の用に供する自動車、緊急自動車、患者輸送車、キャンピング車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。）に備える座席は、横向きに設けられたものでないこと。ただし、乗車定員10人以上の自動車（立席を有するものを除く。）であって車両総重量10ｔを超えるものに横向きに備えられた座席であって協定規則第80号の技術的な要件（同規則第３改訂版補足第２改訂版の規則7.4.に限る。）に適合するものにあっては、この限りでない。

２～５　（略）

６　衝突等による衝撃を受けた場合における乗車人員等から受ける荷重への耐久に係る座席の性能及び当該座席の後方の乗車人員の頭部等の保護に係る性能に関し保安基準第22条第３項及び第４項の告示で定める基準は、次の表の左欄に掲げる自動車ごとに、当該自動車に備えられた同表の中欄に掲げる座席の種類に応じ、同表の右欄に掲げる基準とする。

自動車の種別	座席の種類	座席及び座席取付装置の基準
一　（略）	（略）	（略）
二　専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であって、車両総重量５ｔ以下のもの（次号、第６号及び第８号に掲げるものを除く。）	（略）	（略）
	前向き座席（運転者席を除く。）	次のいずれかに掲げる基準 一　（略） 二　協定規則第80号の技術的な要件（同規則第３改訂版補足第２改訂版の規則5.、6.及び7.（7.4.を除く。）に限る。以下同じ。）に定める基準
	（略）	（略）
三～八　（略）	（略）	（略）

（座席ベルト等）

第30条　保安基準第22条の３第１項の表中の告示で定める基準は、次のいずれかに掲げる基準とする。

一　協定規則第16号の技術的な要件（同規則第７改訂版の規則8.1.2.1.、8.1.6.又は8.1.7.に限る。）に定める基準のいずれかに適合するものであること。

二　（略）

２・３　（略）

４　座席ベルト（乗車定員10人以上の自動車（立席を有するものに限る。）、幼児専用車、福祉タクシー車両、車両総重量3.5ｔを超える貨物の運送の用に供する自動車、緊急自動車、患者輸送車、キャンピング車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車に設ける横向き座席に備える座席ベルトを除く。）の構造、操作性能等に関し保安基準第22条の３第３項の告示で定める基準は、協定規則第16号の技術的な要件（同規則第７改訂版の規則6.、7.及び8.1.から8.3.6.まで（通路に設けられる補助座席にあっては6.及び7.に限る。）に限る。第108条において同じ。）に定める基準とする。

のものに限る。以下単に「福祉タクシー車両」という。）、車両総重量3.5ｔを超える貨物の運送の用に供する自動車、緊急自動車、患者輸送車、キャンピング車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。）に備える座席は、横向きに設けられたものでないこと。ただし、乗車定員10人以上の自動車（立席を有するものを除く。）であって車両総重量10ｔを超えるものに横向きに備えられた座席であって協定規則第80号の技術的な要件（同規則第３改訂版補足改訂版の規則7.4.に限る。）に適合するものにあっては、この限りでない。

２～５　（略）

６　衝突等による衝撃を受けた場合における乗車人員等から受ける荷重への耐久に係る座席の性能及び当該座席の後方の乗車人員の頭部等の保護に係る性能に関し保安基準第22条第３項及び第４項の告示で定める基準は、次の表の左欄に掲げる自動車ごとに、当該自動車に備えられた同表の中欄に掲げる座席の種類に応じ、同表の右欄に掲げる基準とする。

自動車の種別	座席の種類	座席及び座席取付装置の基準
一　（略）	（略）	（略）
二　専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であって、車両総重量５ｔ以下のもの（次号、第６号及び第８号に掲げるものを除く。）	（略）	（略）
	前向き座席（運転者席を除く。）	次のいずれかに掲げる基準 一　（略） 二　協定規則第80号の技術的な要件（同規則第３改訂版補足改訂版の規則5.、6.及び7.（7.4.を除く。）に限る。以下同じ。）に定める基準
	（略）	（略）
三～八　（略）	（略）	（略）

（座席ベルト等）

第30条　保安基準第22条の３第１項の表中の告示で定める基準は、次のいずれかに掲げる基準とする。

一　協定規則第16号の技術的な要件（同規則第６改訂版補足第７改訂版の規則8.1.2.1.、8.1.6.又は8.1.7.に限る。）に定める基準のいずれかに適合するものであること。

二　（略）

２・３　（略）

４　座席ベルト（乗車定員10人以上の自動車（立席を有するものに限る。）、幼児専用車、福祉タクシー車両、車両総重量3.5ｔを超える貨物の運送の用に供する自動車、緊急自動車、患者輸送車、キャンピング車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車に設ける横向き座席に備える座席ベルトを除く。）の構造、操作性能等に関し保安基準第22条の３第３項の告示で定める基準は、協定規則第16号の技術的な要件（同規則第６改訂版補足第７改訂版の規則6.、7.及び8.1.から8.3.6.まで（通路に設けられる補助座席にあっては6.及び7.に限る。）に限る。第108条において同じ。）に定める基準とする。